

# 水田経営安定対策について

(収入減少影響緩和対策及び稲作構造改革促進交付金)

平成 2 0 年 7 月

**農林水産省**



# 米価下落等の影響緩和対策

生産調整を実施する農業者に対するメリット措置として、米価下落等の影響を緩和するための対策として、

担い手を対象とした収入減少影響緩和対策

担い手以外を対象とした稲作構造改革促進交付金

が措置されている。

## 収入減少影響緩和対策(担い手)

〔農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく措置〕

### 【対象農産物】

米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

### 【支援対象者】

水田経営所得安定対策加入者

### 【支援内容】

標準的収入額と当年産収入額を比べ減収額の9割を補てん

## 稲作構造改革促進交付金(担い手以外)

〔予算措置〕

### 【対象農産物】

米穀

### 【支援対象者】

水田経営所得安定対策加入者以外

### 【支援内容】

基準収入額と当年産収入額の差額の一部を補てん  
(収入減少影響緩和対策の補てん水準以内)  
あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん  
地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金に融通可能

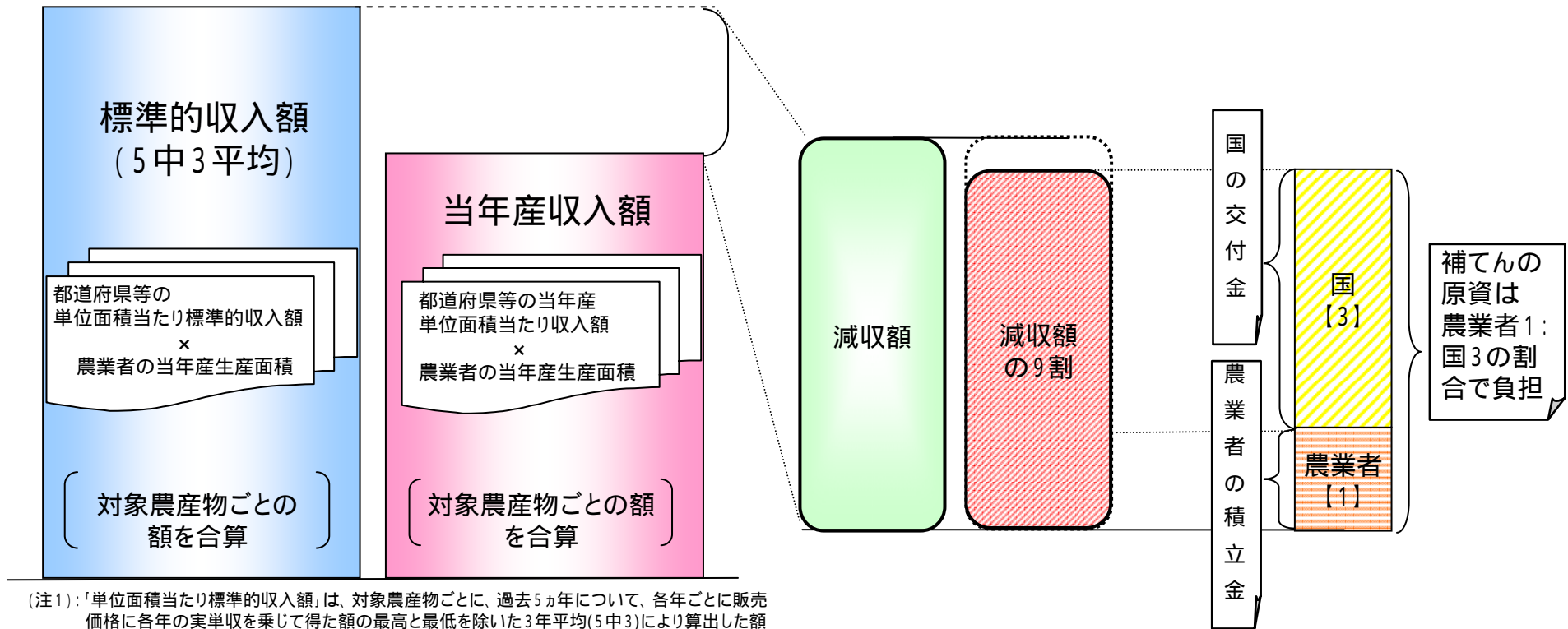
# 1 収入減少影響緩和対策

## 収入減少影響緩和対策の仕組み

収入減少影響緩和対策は、生産調整を実施する担い手の収入が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされる仕組み。

対策加入者は米の生産調整実施者。

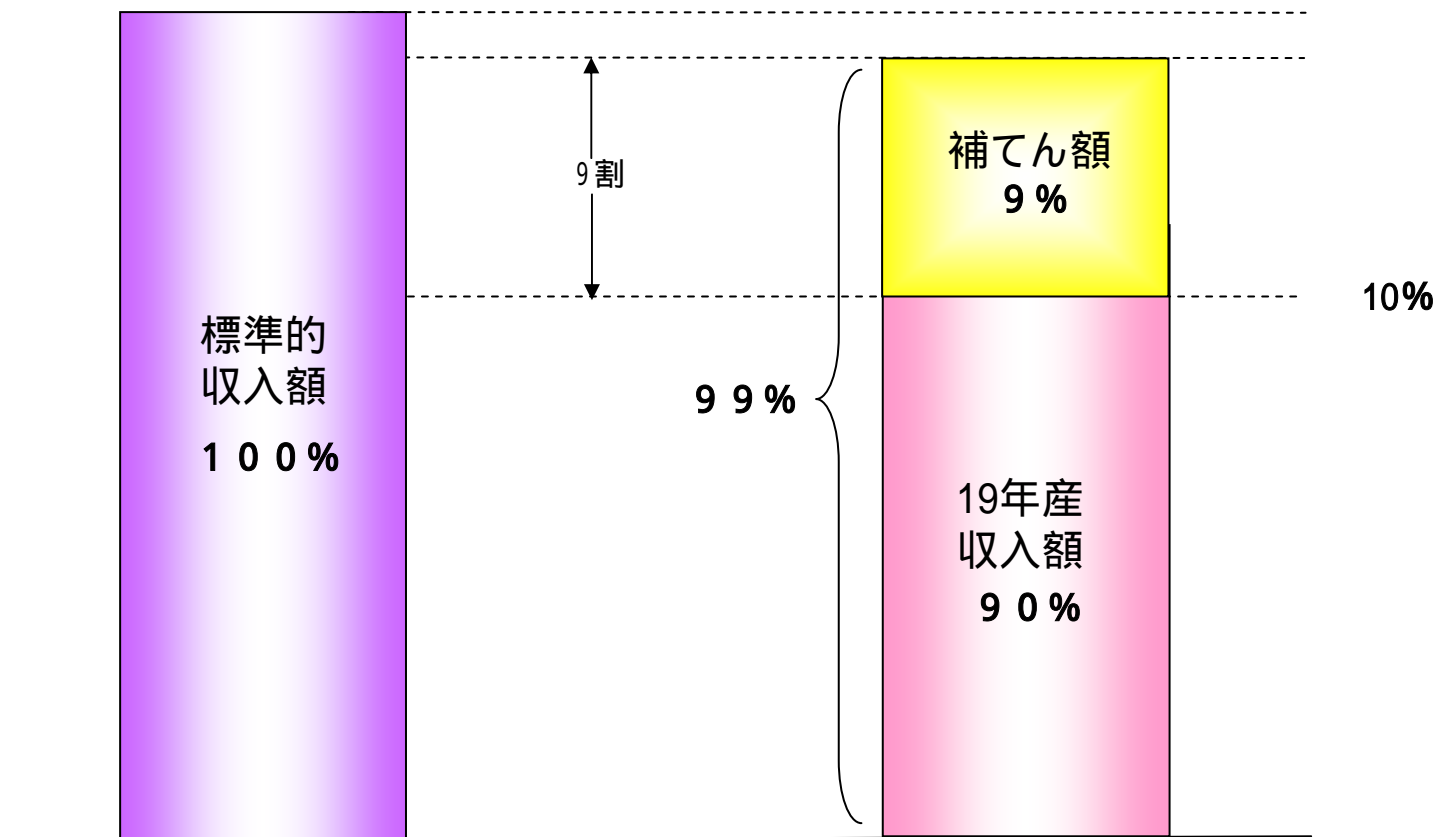
本対策は経営全体に着目した対策であることから、加入者の米、麦、大豆等ごとに標準的収入額、当年産収入額をそれぞれ合算し、その合算した標準的収入額と当年産収入額を比べ減収額に対して補てん。



- (注1): 「単位面積当たり標準的収入額」は、対象農産物ごとに、過去5ヵ年について、各年ごとに販売価格に各年の実単収を乗じて得た額の最高と最低を除いた3年平均(5中3)により算出した額
- (注2): 「当年産単位面積当たり収入額」は、対象農産物ごとに、当年の販売価格に実単収を乗じて得た額
- (注3): 当年産の実単収が標準単収の9割を下回った場合は、共済金相当額を収入差額の9割から控除し、農業災害補償制度と調整

## 収入減少影響緩和対策による補てん(1)

本対策は、標準的収入額に対する当年産収入額の減収額の9割を補てんする仕組みであることから、10%の減収の場合、本対策による補てんにより、標準的収入額の99%まで収入が回復。



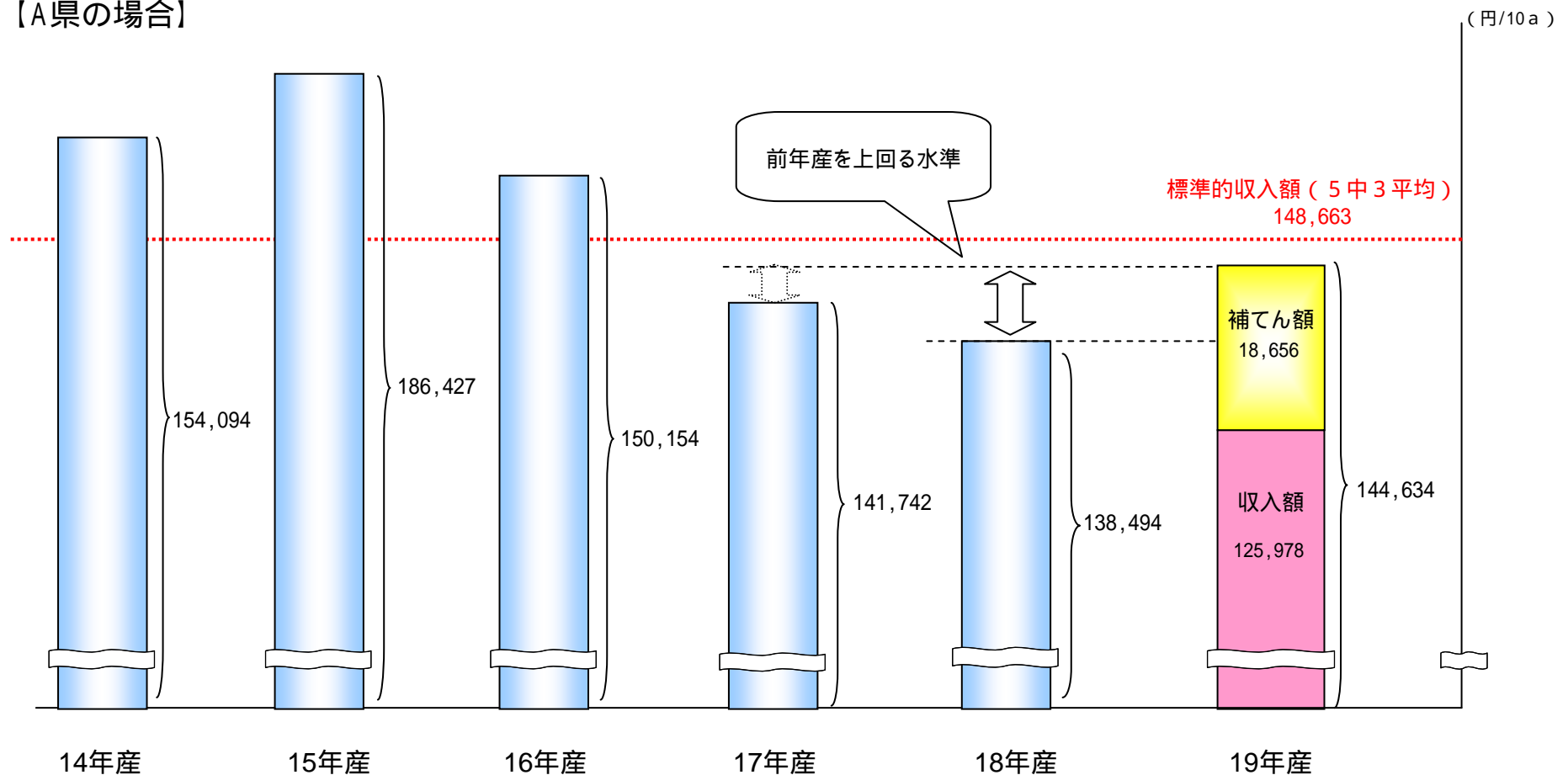
(注)20年産以降については、20%の減収に備えたコースを創設。

## 収入減少影響緩和対策による補てん(2)

標準的収入額は、過去の5ヶ年のうち最高・最低を除く3ヶ年の平均収入。

このため、米価等が下落傾向のときは、標準的収入額は前年産の収入額よりも高くなることから、通常、本対策による補てん後の収入額は前年産(場合によっては更に前々年産)の価格水準での収入を上回る。

【A県の場合】

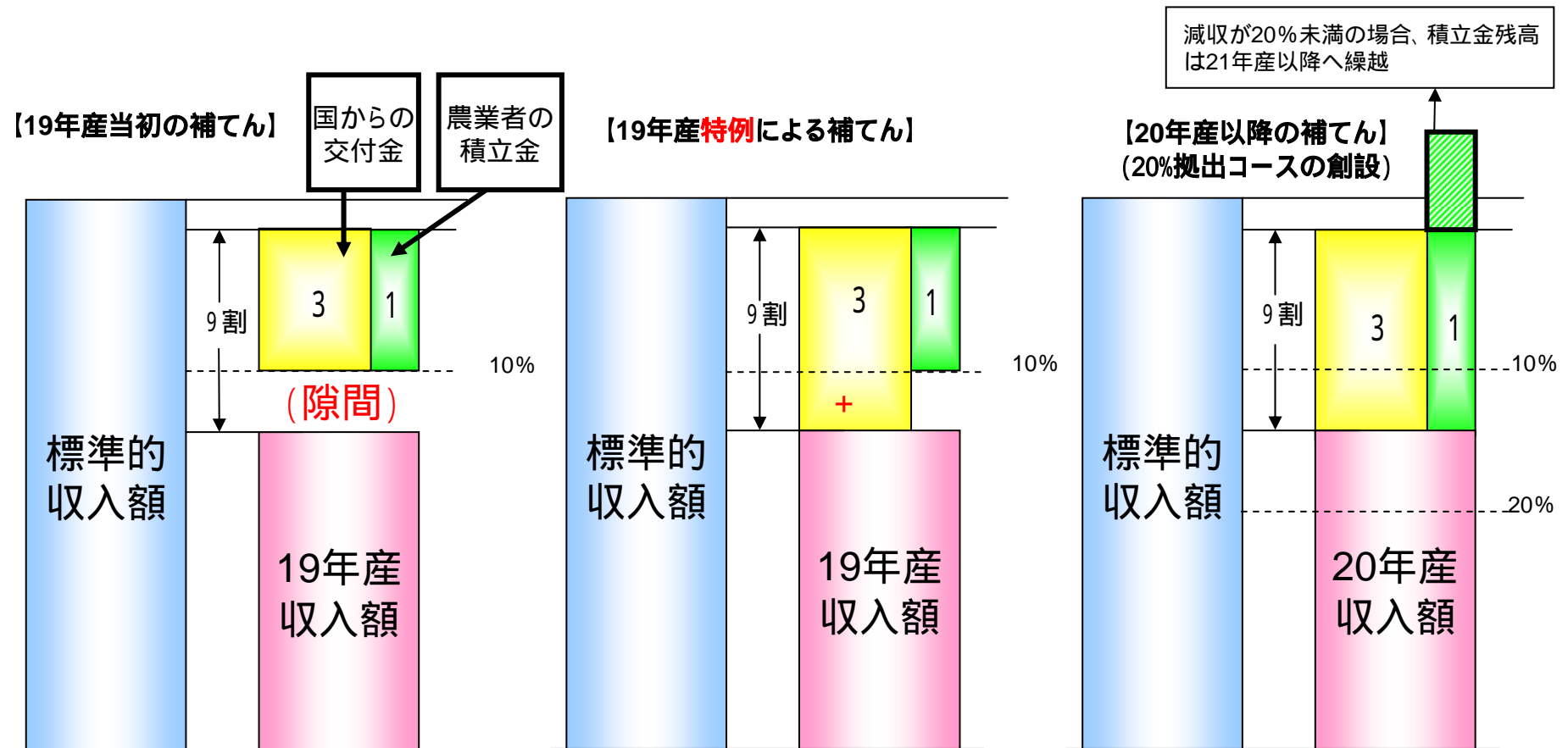


# 平成19年産における特例措置及び20年産以降の措置

平成19年産米については、昨年秋に低水準の価格で取引がスタートしたことから、農業者の不安を払拭するため、昨年12月に以下のとおり、対策を見直し。

19年産で10%を超える減収があった場合でも、10%を超える減収についても、通常は必要な農業者の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう措置。

20年産以降について、農業者の選択により、10%を超える減収に備えた積立金の拠出も行えるよう仕組みを改善(既存の10%拠出コースに加え、新たに20%拠出コースを創設)。



(注)：農業者は選択により、10%の減収を想定した積立金か20%の減収を想定した積立金のいずれかの拠出を行う。

## 平成19年産の補てん(米)の実施地域

米で見ると、10%までの減収に対する補てん(原則補てん)については、本対策への加入者がいない東京都及び大阪府並びに収入が増加した北海道の一部地域を除く45道府県において補てんを実施。

また、当該45道府県中、35道府県の全域又は一部の地域で、10%を超える減収に対応する補てん(追加補てん)を実施。

原則補てんが行われる道府県	うち追加的補てんが行われる道府県
45道府県  〔 北海道は増収した一部地域を除く。 〕	35道府県  〔 うち全域27府県、一部の地域8道県。 〕
東京都及び大阪府は加入者なし。	青森県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、滋賀県、山口県、香川県、愛媛県、大分県を除く。

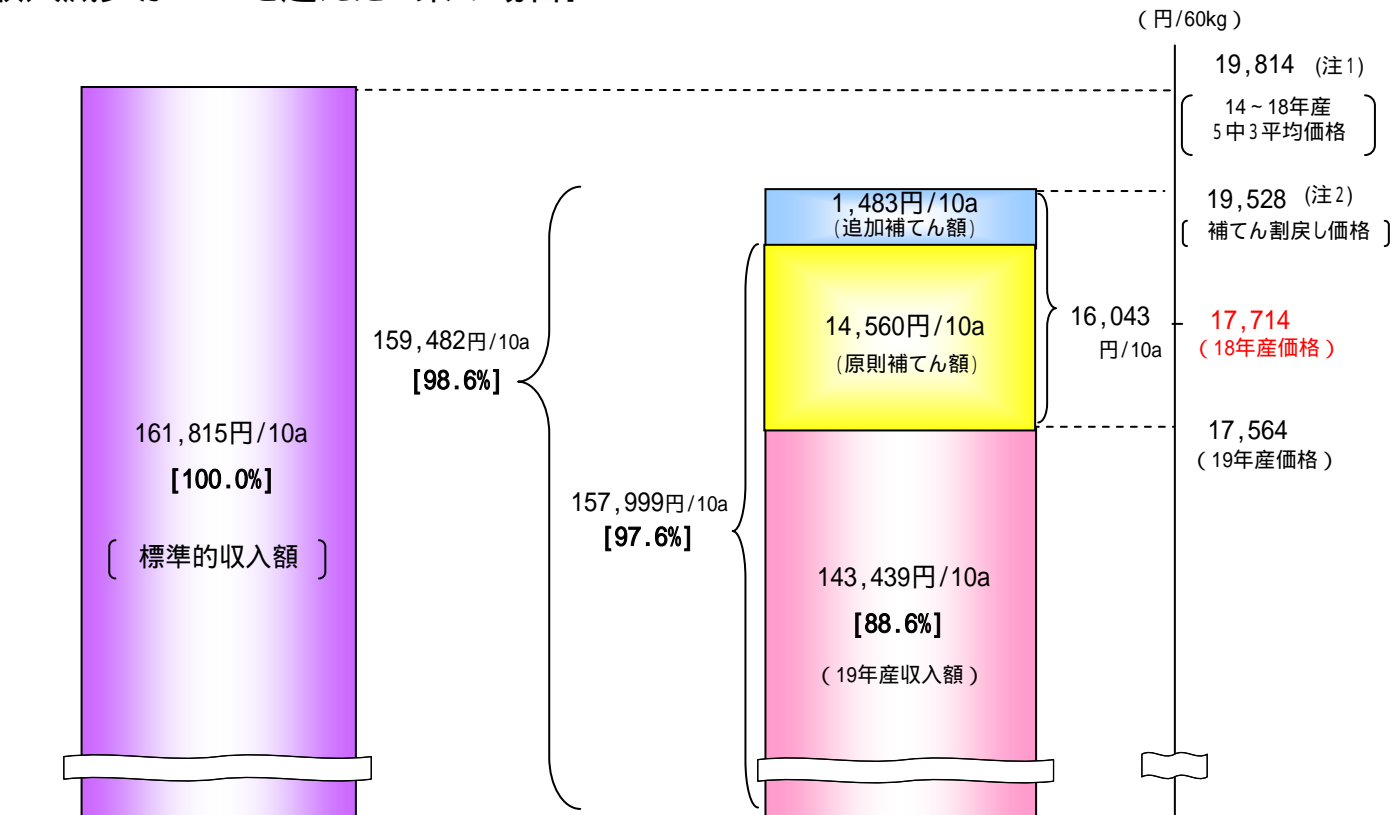
# 平成19年産の補てん(米)による収入回復

米の収入減少が10%を超えたB県においては、原則補てん(14,560円/10a)が行われることで、標準的収入額の97.6%まで収入が回復。

さらに、19年産における特例措置の実施により、追加補てん(1,483円/10a)が行われることで、標準的収入額の98.6%まで収入が回復。

これは18年産の価格水準での収入を上回る。

【収入減少が10%を超えたB県の場合】



(注1) : 標準的収入額を19年産実単収(490kg/10a)で割り戻した価格。

(注2) : 19年産収入額に補てん額を加えた額である159,482円/10aを19年産単収(490kg/10a)で割り戻した価格。

# 収入減少影響緩和対策における19年産の補てん単価(米)

(単位：円/10a)

		標準的収入額	19年産収入額	補てん単価
北海道	もち米	101,926 ~ 135,246	14,522 ~ 124,099	1,093 ~ 26,573
	もち米以外	93,390 ~ 128,816	34,790 ~ 138,486	458 ~ 19,043
青森県		119,476 ~ 133,835	112,159 ~ 132,710	1,012 ~ 6,585
岩手県		133,267	118,434	13,009
宮城県		131,723	120,932	9,711
秋田県		143,483	132,636	9,762
山形県		148,974	136,427	11,292
福島県		144,527	124,284	16,914
茨城県		136,699	115,181	17,599
栃木県		140,842	120,470	16,918
群馬県		130,188	111,127	15,794
埼玉県		130,956	109,965	17,114
千葉県		137,675	120,051	14,992
神奈川県		126,537	113,917	11,358
山梨県		144,435	125,541	16,002
長野県		165,234	142,249	19,231
新潟県		161,815 ~ 236,062	143,439 ~ 204,119	7,683 ~ 26,872
富山県		148,663	125,978	18,656
石川県		132,178 ~ 145,546	116,203 ~ 125,433	13,756 ~ 16,849
福井県		128,008 ~ 136,949	109,361 ~ 119,240	15,034 ~ 15,466
岐阜県		123,475	109,744	12,045
静岡県		136,383	118,334	15,251
愛知県		122,786 ~ 135,696	103,514 ~ 115,679	14,029 ~ 18,659
三重県		131,571	113,760	14,981
滋賀県		129,180	116,783	11,157

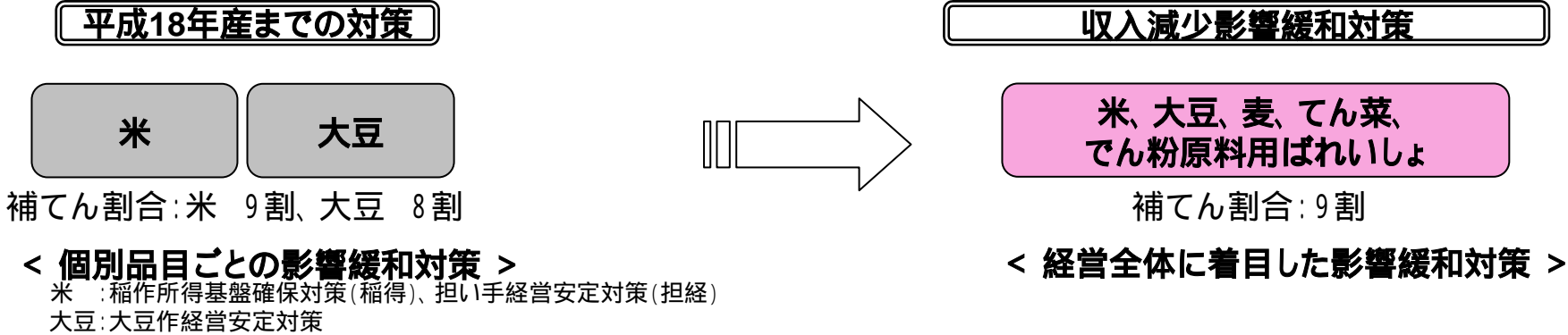
		標準的収入額	19年産収入額	補てん単価
京都市府		134,263	118,102	13,928
兵庫県	醸造用米	193,516	183,538	8,980
	醸造用米以外	130,105	115,079	13,069
奈良県		134,432	118,334	13,890
和歌山県		127,498	110,197	14,545
鳥取県		107,886 ~ 134,424	92,934 ~ 113,737	13,521 ~ 17,214
島根県		132,030	114,329	14,917
岡山県		129,106	105,253	19,004
広島県		134,921	120,659	12,661
山口県		119,324	110,215	8,198
徳島県		122,976	110,430	11,234
香川県		117,528	110,763	6,088
愛媛県		126,751	114,382	11,132
高知県	早期栽培	124,964	106,012	15,603
	普通栽培	110,091	102,525	6,809
福岡県		114,687 ~ 134,766	106,080 ~ 114,920	7,746 ~ 16,427
佐賀県		115,968 ~ 137,206	105,165 ~ 113,135	9,722 ~ 19,334
長崎県		124,126	109,732	12,507
熊本県		115,966 ~ 131,680	90,870 ~ 126,144	346 ~ 18,734
大分県		121,070	110,062	9,907
宮崎県		123,586	86,484	16,001
鹿児島県	早期栽培	117,149	69,280	19,070
	普通栽培	120,209	118,334	1,687
沖縄県		77,887	65,560	10,072

- (注) 1 補てん単価は、国からの交付金(19年特例による交付金を含む)と農業者の積立金の合計である。  
 2 北海道において、もち米以外については43市町村で補てんが行われない。  
 3 災害等により当年産の単収が減少した場合は、基準収量量の9割を限度に共済金が支払われる。

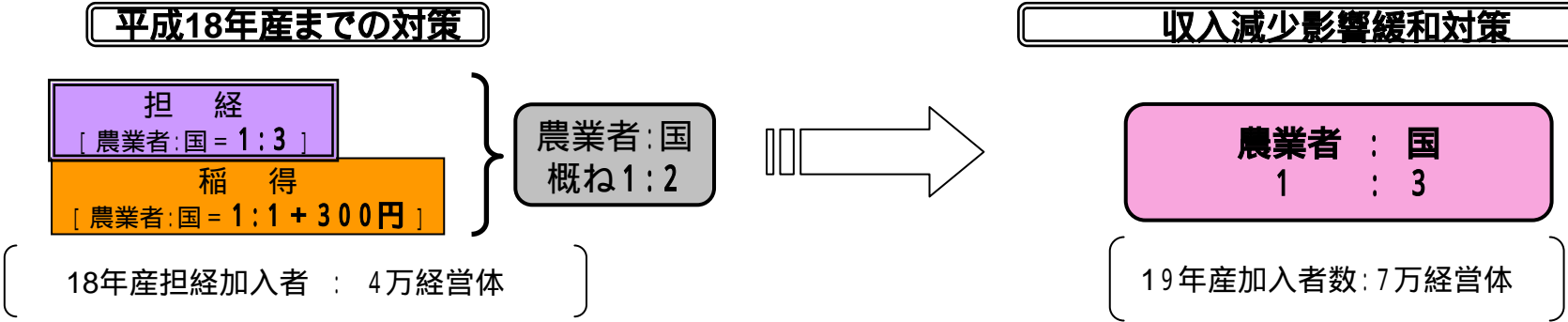
# 平成18年産までの対策との比較

収入減少影響緩和対策は、平成18年産までの対策（稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策等）に比べると、従来の個別品目を対象とした政策から経営全体に着目した政策に転換することにより、経営全体に着目する観点から、米、大豆に加え、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象農産物に追加経営全体に着目した結果として、大豆については補てん割合が拡大（8割 → 9割）経営全体に着目した結果として、米については農業者負担が軽減（1/3 → 1/4）等から、担い手の経営安定により貢献する仕組みとなっていることから、対策加入者も増加。

## 【対象農産物・補てん割合の拡大】



## 【農業者負担の軽減】



## 平成19年産の収入減少影響緩和対策に対する評価

平成19年産の収入減少影響緩和対策については、一部の地域で「19年産の販売価格の算定について、センター取引数量が少なくセンター価格と実際の価格と乖離している」、「麦等の収入が増加した場合に、米の減収分に対する補てん額と相殺される」等の声があったものの、総じて、「おおむね19年産の減収分をカバーできた」、「満足のできる補てんとなった」等の声が聴かれたところ。

### 評価できる点

予想していたより多くの補てんがあり、おおむね19年産の減収分をカバーできた。  
初年度から大幅な減収となったが、10%を超える減収についても補てんが行われたので、満足できる結果となった。  
想定していたよりも大きく米価が下落したため、本対策による補てんで経営的に助かった。  
10%を超える減収に係る交付金について、農業者の積立金の追加的拠出が求められなかったことは良かった。  
米の生産調整実施者である対策加入者と生産調整非実施者で対策未加入者として収入の明暗がはっきりした。本対策に加入しておいて良かった。  
20年産の積立金拠出前に交付金が支払われたので、資金繰りの面で助かった。  
農家の収入がない6月に補てんが行われ、資金繰りが助かった。

### 不満な点

19年産の販売価格の算定について、センター取引数量が少なくセンター価格と実際の価格と乖離している。  
麦等の収入が増加した場合に、米の減収分に対する補てん額と相殺される。  
米価下落等の影響緩和対策として本対策(担い手)と稲構(担い手以外)があるが、もっと担い手に手厚くした対策とすべき。

(注)19年産の交付金交付が終了した後(7月7・8日)に、地方農政事務所等が農業者及び関係機関に聴取り調査を行った結果である。

# 米価と収入減少影響緩和対策のメリット感

収入減少影響緩和対策については、「おおむね19年産の減収分をカバーできた」等、昨年の対策見直しの成果として生産現場から高く評価する声が多い。

特に19年産において米価下落が著しく減収が大きい地域では、生産調整実施者のメリット感が大きい。一方、米価下落がそれ程大きくなく減収が少なかった地域では、生産調整実施者のメリット感はいらない。

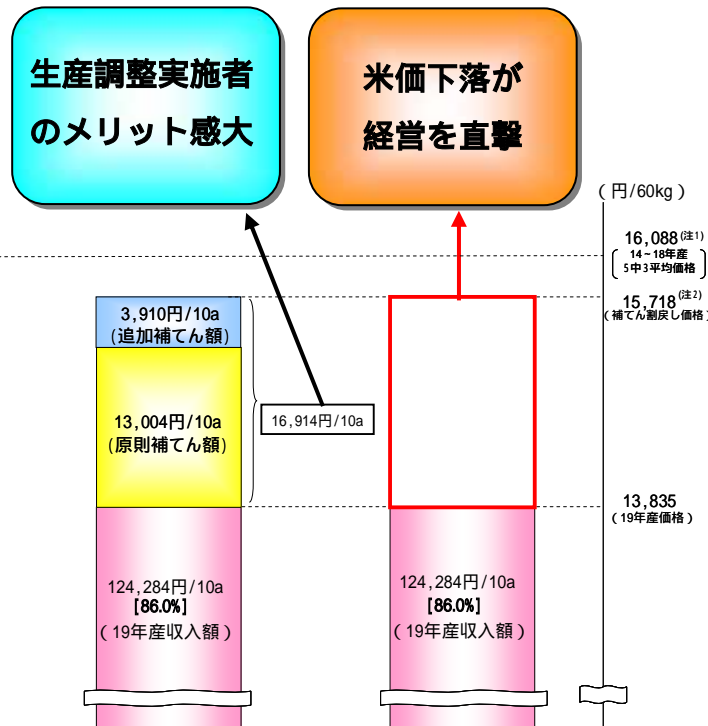
## 【米価下落の著しかったC県】

平成18年産 15,189円/60kg  
 →  
 平成19年産 13,835円/60kg  
 ( 8.9% )

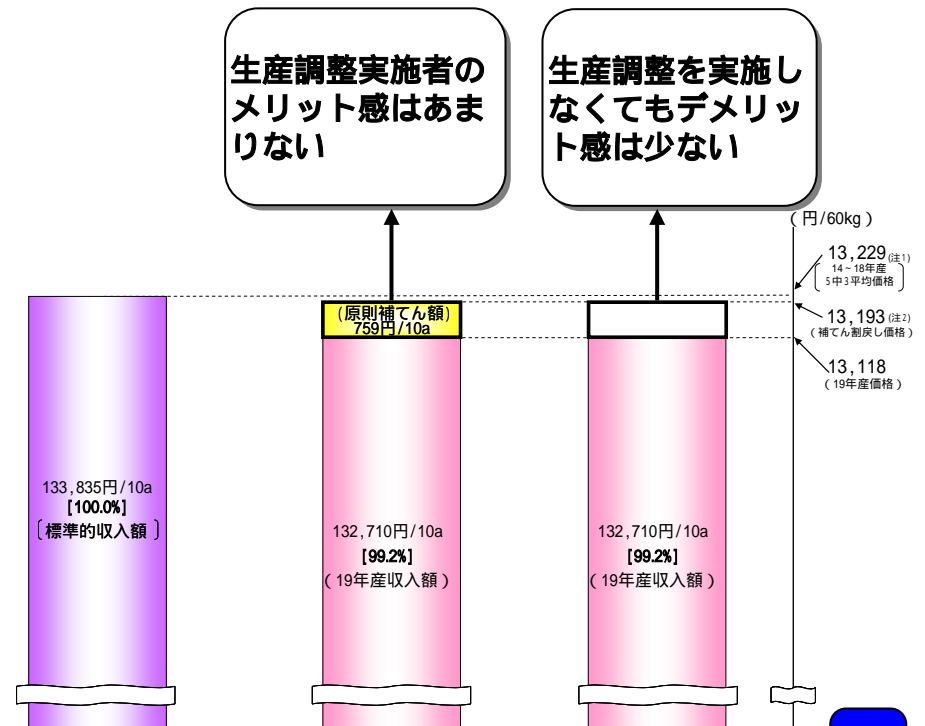
## 【米価下落がそれほど大きくなかったD県】

平成18年産 13,188円/60kg  
 →  
 平成19年産 13,118円/60kg  
 ( 0.5% )

### 【生産調整実施者】 【生産調整非実施者】



### 【生産調整実施者】 【生産調整非実施者】



(注1) : 19年産標準的収入額を19年産単収 (539kg/10a) で割り戻した価格。  
 (注2) : 19年産収入額に補てん額を加えた額である141,198円/10aを19年産単収 (539kg/10a) で割り戻した価格。

(注1) : 19年産標準的収入額を19年産単収 (607kg/10a) で割り戻した価格。  
 (注2) : 19年産収入額に補てん額を加えた額である133,469円/10aを19年産単収 (607kg/10a) で割り戻した価格。

## 2 稲作構造改革促進交付金

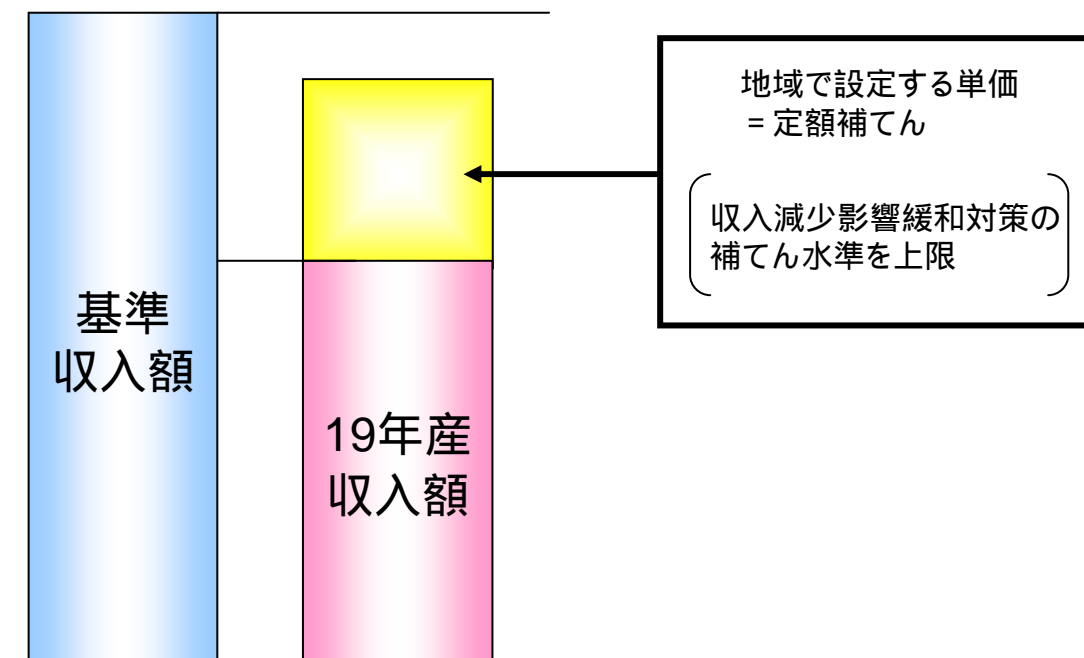
### 稲作構造改革促進交付金の仕組み

稲作構造改革促進交付金は、担い手(水田・畑作経営所得安定対策加入者)以外の者を対象とした生産調整のメリット措置で、平成21年度までの措置。

米の価格下落等の影響を緩和するため、基準収入額と当年産収入額の差額の一部を補てん(収入減少影響緩和対策の補てん水準以内)。

地域であらかじめ取り決めることにより、財源の全部又は一部を産地づくり交付金に融通することが可能。

#### 【稲作構造改革促進交付金による補てんの仕組み】



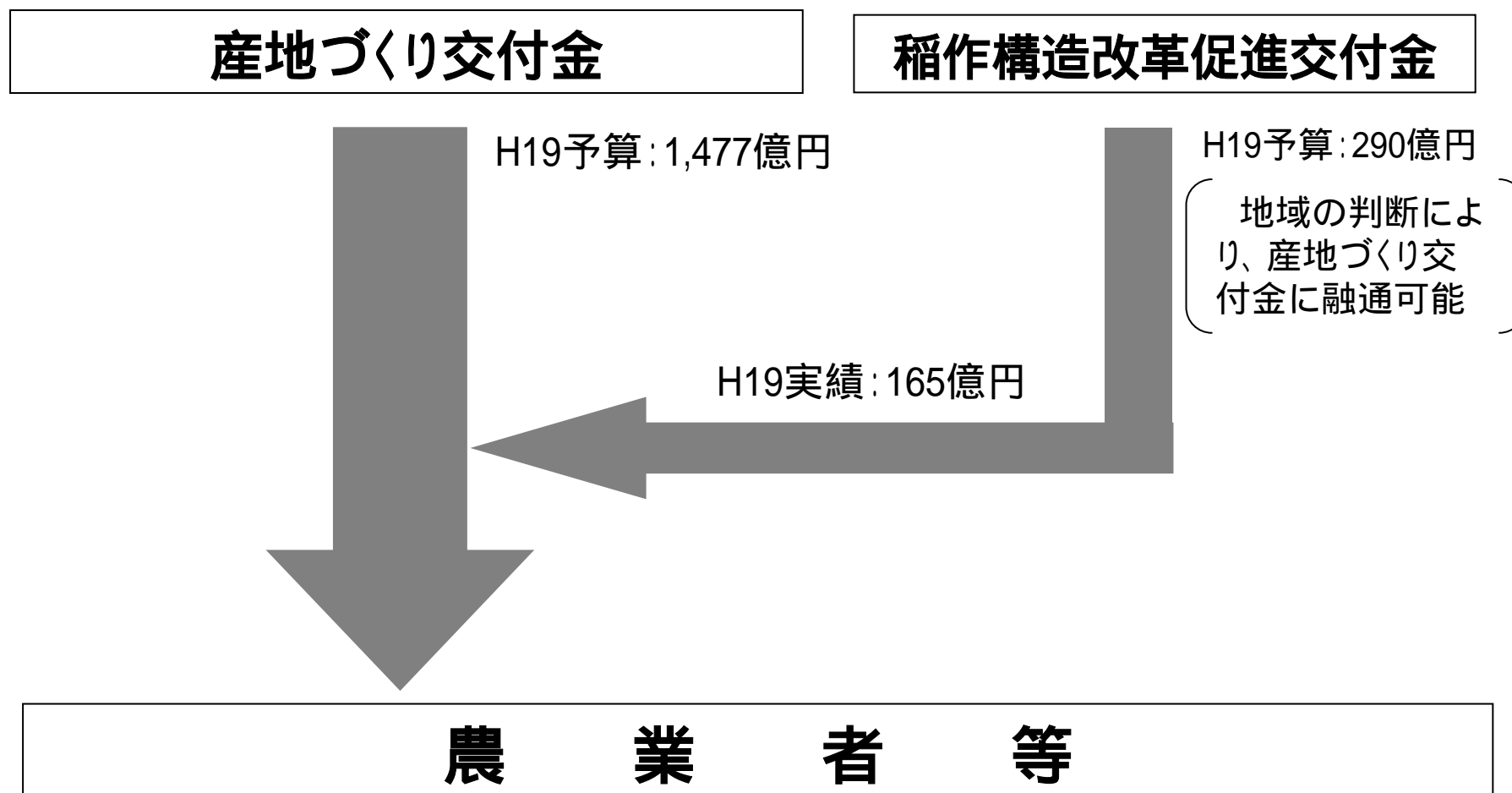
## 稲作構造改革促進交付金の産地づくり交付金への融通状況 (H19年度実績)

19年産について「産地づくり計画書」を作成し、稲作構造改革促進交付金が交付された1,354地域協議会のうち、598地域協議会(44.2%)で米価下落対策を措置。

稲作構造改革促進交付金が交付された地域協議会数 1,354 (水田農業構造改革対策対象地域協議会数1,584(平成19年5月現在))		
稲作構造改革促進事業実施地域協議会数 598(44.2%)		
産地づくり交付金への融通なし	産地づくり交付金へ一部融通	産地づくり交付金へ全額融通
332 (24.5%)	266 (19.7%)	756 (55.8%)
米価下落対策を実施		米価下落対策なし

## (参考) H19産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の関係図

稲作構造改革促進交付金については、地域の判断により産地づくり交付金に融通できることとしており、平成19年度においては、全国で165億円が融通されたところ。



# 稲作構造改革促進対策における19年産米の補てん単価

財源の一部を産地づくり交付金に融通した地域協議会はその分補てん単価が小さくなっているところ。

(単位: 円/10a)

都道府県	基準収入額	19年産収入額	補てん単価	
北海道	もち米	101,926 ~ 120,324	28,397 ~ 89,594	6,280 ~ 21,786
	もち米以外	93,465 ~ 119,263	42,254 ~ 118,043	1,000 ~ 12,853
青森県	119,476 ~ 133,835	112,159 ~ 132,710	759 ~ 4,175	
岩手県	133,267	118,434	1,500 ~ 5,725	
宮城県	131,723	120,932	764 ~ 5,781	
秋田県	143,483	132,636	781 ~ 5,424	
山形県	148,974	136,427	1,449 ~ 6,687	
福島県	144,527	124,284	1,441 ~ 18,218	
茨城県	136,699	115,177	1,212 ~ 19,370	
栃木県	140,842	120,470	1,059 ~ 10,422	
群馬県	130,188	111,159	854 ~ 2,622	
埼玉県	130,956	109,996	3,088 ~ 18,864	
千葉県	137,675	120,051	484 ~ 4,000	
東京都	106,795	-	-	
神奈川県	126,537	-	-	
山梨県	144,435	-	-	
長野県	165,234	142,249	807 ~ 14,598	
新潟県	161,815 ~ 236,062	143,439 ~ 204,119	2,180 ~ 8,755	
富山県	148,663	125,978	2,067 ~ 4,587	
石川県	132,178 ~ 145,546	116,203 ~ 125,433	4,930 ~ 8,970	
福井県	128,008 ~ 136,949	109,361 ~ 119,240	1,399 ~ 5,726	
岐阜県	123,475	109,744	1,343 ~ 5,144	
静岡県	136,380	118,370	1,984 ~ 9,640	
愛知県	125,516 ~ 135,625	103,719 ~ 114,441	666 ~ 11,400	
三重県	131,571	113,760	3,054 ~ 8,616	

都道府県	基準収入額	19年産収入額	補てん単価	
滋賀県	129,180	116,783	660 ~ 9,850	
京都府	134,263	-	-	
大阪府	129,586	-	-	
兵庫県	130,105	115,110	806 ~ 9,070	
奈良県	134,432	-	-	
和歌山県	127,498	110,229	6,000	
鳥取県	116,569 ~ 134,424	92,934 ~ 113,963	2,065 ~ 6,484	
島根県	132,030	114,329	1,690 ~ 5,940	
岡山県	136,140	118,368	820 ~ 4,721	
広島県	134,921	120,693	300 ~ 12,805	
山口県	119,324	110,215	3,110 ~ 6,750	
徳島県	122,976	-	-	
香川県	117,528	110,763	3,030 ~ 4,000	
愛媛県	126,751	114,415	7,617	
高知県	早期栽培	124,964	106,043	8,060 ~ 17,020
	普通栽培	110,091	102,555	6,780
福岡県	116,776 ~ 134,766	106,986 ~ 114,920	1,787 ~ 4,639	
佐賀県	115,968 ~ 137,206	105,165 ~ 113,135	1,793 ~ 11,045	
長崎県	124,126	109,764	1,920 ~ 5,000	
熊本県	115,966 ~ 131,680	90,870 ~ 126,144	346 ~ 5,931	
大分県	121,070	110,062	2,287 ~ 6,064	
宮崎県	123,586	86,509	1,509 ~ 6,548	
鹿児島県	早期栽培	117,149	69,300	1,785 ~ 5,008
	普通栽培	120,209	118,368	1,656
沖縄県	77,887	65,578	2,400	

注)

- 補てん単価は、各都道府県内において稲作構造改革促進対策事業(米価下落対策)に取り組んだ地域協議会で設定された補てん単価の分布を示す。(財源の全額を融通してる地域協議会は除く)
- 各地域協議会内の農業者への補てん単価は同一であるが、地域協議会の合併により1地域協議会の中に合併前の地域協議会単位での複数の補てん単価が設定されているケースもある。